

仕様書

1 業務名

自己採取HPV検査実施・受診勧奨等業務

2 目的

子宮頸がん検診の未受診者対策として、「HPV自己検査対象者案内通知送付業務」にて自己採取による自己採取HPV検査を申し込んだ者に対し、受付および検査を実施し、検査結果に基づいた受診勧奨までを一連の業務として行うことにより、検診受診率向上につなげることを目的とする。

3 契約の履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）とする。

4 業務名と予定件数

業務名		予定件数
「自己採取HPV検査申込受付業務」	・ 申込受付 ・ アンケートⅠの実施及び集計 ・ 検査キットの送付	1,286件程度
「自己採取HPV検査実施・受診勧奨等業務」	・ 郵送された検体の回収、HPV検査、検査結果通知 ・ アンケートⅡ（検査結果通知対象者）の実施及び集計 ・ 検体未提出者への提出勧奨 ・ HPV陽性者への札幌市子宮がん検診の受診勧奨	908件程度

※予定件数は過去の実績から算出したものであり、本業務の履行にあたって保障するものではない。

5 業務内容

(1) 「自己採取HPV検査申込受付業務」

ア 対象者の要件

「HPV自己検査対象者案内通知送付業務」での対象者で検査申込のあった女性のうち、以下の全てに該当する者を自己採取HPV検査の対象とする。

- (ア) 妊娠期間中でない者
- (イ) 子宮全摘手術を受けたことがない者
- (ウ) ミレーナ（避妊リング）を装着していない者
- (エ) 半年以内に医師による子宮頸がん検診を受けた後、子宮頸がんについて医師の診察・治療を受けていない者

イ アンケートⅠの実施及び集計

検査希望者に対して、検査申込受付時にWEBによるアンケートにて上記4に示したアンケートⅠを実施する。アンケート内で(1)アの要件に該当しないか確認を行う。

全ての申込者からアンケートの回答を得られるよう、申込フォームにアンケートを組み込む等して、回答と併せて申込の受付を行う。アンケート内容については、より多くの対象者から回答を得られるよう質問項目の工夫を施すこととし、委託者と協議の上決定する。アンケート実施後、集計を行い、集計結果は委託者へ提出する。

ウ 申込受付

(ア) 申込期限

令和8年12月中旬頃とするが、詳細は委託者と協議の上決定することとする。

(イ) 申込受付方法

受託者は検査希望者の申込受付事務の一切を行う。受付方法はWEB申込と

し、申込WEBサイトも設け、そのサイトにアクセスする二次元コードを作成し委託者へ提供する（申込WEBサイトの連絡先や提供する二次元コードは「令和8年度HPV自己検査対象者案内通知送付業務」での検査案内様式に使用する。完成次第、委託者に速やか提供することとする）。

また、受付にあたっては申込者より検査結果が委託者に提供されること、検査結果が陽性の場合、札幌市子宮がん検診を勧奨されること、受診が確認できない場合は、委託者より本人へ連絡する場合があることについて同意を得ることとする。

エ 検体提出用容器（以下、「キット」とする）と検査案内説明文一式の送付

キットは受託者が準備するものとし、エヴァリンブラシ（Rovers社）もしくはホームスミアセットプラス（あしかメディ工業株式会社）もしくは委託者が同等と認めたキットを使用する。使用期限は履行期間を超えたものとし、事前に委託者に報告する。対象者からの申し込みが確認でき次第、順次検査希望者へキット及び採取方法、提出方法等について通知を発送する。

またキット送付時には、検査実施方法や結果通知までの流れについてより理解を得られやすくなるよう、イラストやデザインを工夫した上で、自己採取HPV検査事業に特化した検査案内説明文を作成し同封すること。

送付に使用する封筒や同封する検査案内説明文は、対象である25歳の女性が親しみを持てるようなイラストや色使い等、デザインを工夫した送付物の作成に努めること。

提出方法等の通知内容は、事前に委託者と協議の上決定することとし、事前に委託者に提出する。

(2) 「自己採取HPV検査実施・受診勧奨等業務」

ア 検体の回収、検査

受託者は、検査希望者より検体を郵送により回収し、検査を実施する。検体回収に係る郵送費については受託者の負担とする。検体の提出期限は、申込期限から1か月程度とするが、詳細は委託者と協議の上決定することとする。

検査方法はコバスHPVとし、詳細は委託者と協議の上決定する。検査結果については随時委託者に報告し、契約期間終了後においても5年間は保存すること。

イ 個別検査結果一覧の作成と提出

個別の検査結果については最終的にエクセルファイルに一覧表としてまとめ、委託者へ提出すること。

提出ファイルは、受診再勧奨の資料として使用する。検査結果の他、受検者の氏名・生年月日・連絡先（住所・電話番号、メールアドレス）等を明記したものとするが、詳細の項目については委託者と協議の上決定することとする。

なお、検査終了後の検体については受託者が適切に廃棄すること。

ウ 検査結果等の通知

検査結果については、速やかに受検者あてに受託者より通知する。通知方法は、メールによるWEB上での閲覧の誘導とする。検査結果の通知メールについては、札幌市からのお知らせであることが受検者に確実に伝わるよう、メールの表題、文面等を工夫すること。検査結果陽性の記載については、16型、18型、その他ハイリスク型の3つのカテゴリーとし、それぞれの結果を記載する。

通知内容は事前に委託者と協議の上決定することとするが、HPV陽性者に対しては、札幌市子宮がん検診の受診を促す内容の文面を入れること。

エ アンケートIIの実施及び集計

検査結果通知対象者に対して、結果通知と同時に、WEBによるアンケートを実施する。アンケート内容については、委託者と協議の上決定する。アンケート実施後、集計を行い、集計結果は委託者へ提出する。

オ 検体未提出者への提出勧奨

5(1)エでキットを送付した者のうち、一定期間検体の提出がない者へのリマインドとしてメールと文書発送、その他あらゆる方法を検討した上で提出勧奨を行う。提出勧奨の時期については、委託者と協議の上決定する。

カ 陽性者への札幌市子宮頸がん受診勧奨の時期と方法について

(ア) (2)イでHPV陽性と通知した者に対して、結果通知から間もなく、電話とメールの送信等により、札幌市子宮がん検診の受診勧奨を行う。

(イ) 上記(ア)にて受診勧奨連絡がつかない者に対し、履行期間終了前に再度、受診勧奨を行う。方法は電話とメールの送信を行い、その他文書等あらゆる方法を検討した上で札幌市子宮がん検診の受診勧奨を行う。受診勧奨の方法や内容、時期については、札幌市子宮がん検診の受診を促す内容の文面を入れることとし、委託者と協議の上決定する。

(ウ) 上記(ア)(イ)の実施時期については、委託者と協議の上決定することとする。なお、受診勧奨者数については、過去の実績より陽性率が受検者の17%程度（「4 業務名と予定件数」から算出すると200人程度）と想定されるが、本業務の履行にあたって保障するものではない。

6 契約方法

契約方法は単価契約とし、「自己採取HPV検査申込受付業務」、「自己採取HPV検査実施・受診勧奨等業務」について各々単価を設定する。なお、実際の件数が予定件数と異なる場合においても、契約した単価の変更は行わない。

7 業務管理、スケジュールについて

契約後、ただちに本業務の履行完了までの業務スケジュールを立案し、委託者に提出すること。

8 業務報告及び請求

(1) 受託者は、毎月の業務完了後に完了届を提出すること。また、業務名ごとの実績数を集計した書類を添付すること。また、日報もしくは週報のデータを委託者が指示した際には、委託者の指定した形式・媒体で委託者へ提出する。なお、業務名ごとの実績数とは、以下に示す数とする。

ア 「自己採取HPV検査申込受付業務」：検査キット送付数

イ 「自己採取HPV検査実施・受診勧奨等業務」：検査結果通知数

(2) 受託者は、以下のとおり委託者へ請求を行う。

ア 「自己採取HPV検査申込受付業務」・「自己採取HPV検査実施・受診勧奨等業務」の業務について、各業務名ごとの単価に各々の1か月分の実績件数を乗じる。

イ 上記アの金額を合計した金額に消費税及び地方消費税を加えた金額を、本市所定の請求書又はこれに準ずる様式を用いて請求すること。

8 特記事項

不測の事態が発生し、検査の受託が困難又は検体取扱い時のトラブル等が発生した場合、受託者は速やかに委託者に当該事態、理由、収束の目途等について報告することとする。

9 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

10 秘密の保持

受託者は、業務全般の等の実施にあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

11 個人情報の保護

受託者は、別紙「個人情報取扱安全管理基準」に適合していることを示すため、様式

1「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要書類を添付して提出すること。また、毎月の業務完了後、様式2「個人情報取扱状況報告書」を提出し、委託者に個人情報

報の取扱状況を報告すること。

12 その他

- (1) 業務の遂行に必要な機材、消耗品、物品等は、受託者の負担とする。
- (2) 業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、作業進行状況を適時報告し、作業日程の管理を徹底すること。
- (3) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとする。
- (5) 製作物の作成にあたっては本市が作成した「広報に関する色のガイドライン改訂版」(<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)を参考とし、誰にとっても見やすく、分かりやすくなるよう配慮すること。

13 本件に係る問い合わせ先

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部ウェルネス推進課がん・たばこ対策担当係
担当：丹羽（電話011-211-3514）
〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階